

神奈川県特定建設工事共同企業体取扱基準の一部改正の概要

1 改正概要

本県においては、大規模な工事等の施工に際し、特定建設工事共同企業体（特定 J V）による施工を認め、神奈川県特定建設工事共同企業体取扱基準に基づき運用している。

労務・資材単価の変動に伴う工事費の上昇や、技術者不足に伴い特定 J V の結成が困難な状況等を踏まえ、当基準について一部改正を行う。

2 改正内容

(1) 工事費の規模の見直し

対象工事	工事の種類	構成員数	工事費の規模	
			改正前	改正後
大規模土木 構造物	土木工事	3 J V	10 億円以上	15 億円以上
		2 J V	5 億円以上	8 億円以上
大規模建築	建築工事	3 J V	20 億円以上	30 億円以上
		2 J V	7 億円以上	11 億円以上
大規模設備	設備工事	3 J V	5 億円以上	8 億円以上
		2 J V	3 億円以上	5 億円以上
大規模水道 施設	水道施設 工事	3 J V	6 億円以上	9 億円以上
		2 J V	3 億円以上	5 億円以上

(2) 混合入札（特定 J V と単体企業）の導入

過去に発注した工事と、内容や規模が類似の案件等において、特定 J V のほか、単体企業でも入札に参加可能な規定を設ける。

3 施行期日

令和 9 年 4 月 1 日に施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

(参照)

「公共工事入札・契約制度のあらまし R8.9」の P 69～72

(<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/16010/r0809aramashi.pdf>)